

第10回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月6日(木)午後2時00分から午後2時47分

2. 開催場所 立花市民ホール

3. 出席農業委員(24名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通	3番	松尾 健一
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪 知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原 一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	國武 覚

4. 出席最適化推進委員(14名)

2番	橋爪 寿賀夫	7番	隈本 俊光	9番	末石 敏和
11番	牧口 武	16番	延 和洋	17番	井上 健吾
21番	一ノ瀬 健次	27番	仁田原 政美	31番	水本 敏明
34番	森 義則	35番	古庄 秀司	37番	平 和宣
41番	栗原 英喜	44番	末崎 博利		

5. 欠席委員 農業委員(0名)

6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)

23番 加藤 龍一

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第20号 農地改良行為の届出について
 報告第21号 農地法施行規則第53条の規定による報告について
 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑
 美 黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 田中 克彦 中嶋
 隆裕 上陽支所 松尾 誠 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部
 支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさまこんにちは。台風11号並びに続きまして台風14号で水稲中心に大変な被害をもたらしているような状況でございます。被害に遭われた農家の皆様には心からお見舞いを申し上げます。それではただ今より農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員24名、
 農地利用最適化推進委員14名であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番中島秀徳委員、10番仁田原一太委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
 日程 第3・議案の上程を行います。
 事務局より案件の朗読をお願いします。

	(案件朗読)
議 長	事務局朗読のとおり、報告3件・議案4件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。
議 長	報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については11件です。総合計については、4ページをご確認ください。 解約のあった土地26筆のうち田8筆、畑18筆、合計面積20,132㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 5ページをお願いします。
議 長	議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1番についてご説明いたします。 申請地、八女市岩崎字天神木626番、登記・現況ともに畑、面積1,040㎡。譲渡人、福津市東福間の〇〇氏の遠方による耕作困難と譲受人、八女市岩崎の〇〇氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。 申請地、八女市今福字寺ノ前912番1、登記・現況ともに畑、面積357㎡、外1筆、合計面積659㎡。譲渡人、八女市今福の〇〇氏の農業廃止と譲受人、八女市今福の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。 申請地、八女市蒲原字十三歩2057番17、登記・現況ともに畑、面積244㎡、外1筆、合計面積431㎡。譲渡人、八女市稲富の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市岩崎の〇〇氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>4番についてご説明いたします。</p> <p>申請地、八女市室岡字二反田224番1、登記・現況ともに田、面積1,899㎡、譲渡人、福岡市博多区吉塚の〇〇氏の農業廃止と譲受人、八女市室岡の〇〇氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番と番号6番は下限面積の関係がございますので、一括して審議いたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番と6番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町田代字鶯ノ口2485番、登記・現況ともに畑、面積775㎡外2筆、合計面積1,877㎡です。この土地を譲渡人、黒木町本分の〇〇氏の相手方の要望と譲受人、春日市春日原南町の〇〇氏の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲受人は、これまで農業経験はないそうですが、以前から農業に興味を持っておられました。新規営農をするために9月末で今の仕事を退職され、申請農地付近にある譲渡人の所有する宅地に移住予定です。リフォームが済み次第年内にも移住されます。</p> <p>後ほど説明いたします申請番号6番の〇〇氏も含め、今回の譲受人の2名から耕作について学ばれ、野菜を作る計画でいます。許可後は、初年度については既存の畑を営農し、譲渡人の2人に習いながら販売を行います。翌年度からは野菜、芋などを加えて拡大して作付けし、販路を広げます。</p> <p>経営面積は、後ほど説明いたします申請番号6番の面積と合わせて4,303㎡となり、下限面積4,000㎡の基準を満たします。</p> <p>続いて6番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町田代字杉山2212番1、登記・現況ともに畑、面積1,423㎡外2筆、合計面積2,426㎡ですこの土地を譲渡</p>

議 長	<p>人、黒木町桑原の〇〇氏の相手方の要望と譲受人、春日市春日原南町の〇〇氏の新規営農による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>7番についてご説明いたします。</p> <p>申請地、立花町北山字上鶴1433番2、登記・現況ともに畑、面積628㎡外1筆、合計面積2,973㎡。譲渡人である八女市立花町白木の〇〇氏の経営縮小と、譲受人である八女市立花町北山の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市星野村字夫婦岩8,620番4、登記・現況ともに畑、面積145㎡外4筆、合計面積1,964㎡です。</p> <p>譲渡人、春日市の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市星野村の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。 申請地は、八女市星野村字西ツル2757番、登記・現況ともに畑、 面積235㎡外1筆、合計面積576㎡です。 譲渡人、八女市星野村の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市稲富の 〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上でござ います。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。 申請地、八女市上陽町北川内字柳ノ内2404番8、登記・現況と もに畑、面積221㎡外5筆、合計面積4,706㎡です。この土地 を譲渡人、八女郡広川町の〇〇氏の子への贈与と譲受人、八女郡広川 町の〇〇氏の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。 以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。</p> <p>申請地、八女市立花町山崎字日吉ヶ浦2428番4、登記・現況ともに畑、面積197㎡です。</p> <p>現在、譲渡人および譲受人を含む3名共有となっているこの農地について、譲渡人である佐賀県鳥栖市下野町の〇〇氏の共有者への贈与と、譲受人である八女市立花町谷川の〇〇氏の共有者から受贈により、譲渡人の共有持分3分の1のすべてを譲受人に所有権移転贈与をされるための申請です。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第49号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が3件、利用権設定の案件が19件ございます。</p> <p>番号1番、申請地、八女市忠見字上道光249番1、登記・現況ともに田、面積1,496㎡。こちらを、埼玉県さいたま市北区の〇〇氏より八女市忠見の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、申請地、八女市亀甲字北原179番1、登記・現況とも</p>

	<p>に畑、面積913㎡。こちらを、八女市室岡の〇〇氏より八女市亀甲の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、申請地、八女市亀甲字北原179番3、登記・現況ともに畑、面積470㎡外1筆、合計面積4,296㎡。こちらを、八女市室岡の〇〇氏より八女市亀甲の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>10ページから14ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は10年間で、中間管理機構に対し利用権設定をするものです。総合計については14ページをご確認ください。利用権を設定する土地34筆、合計面積29,012㎡です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>報告第20号、農地改良行為の届出について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町本分にあります花宗溜池の南側の農地になります。</p> <p>地番は黒木町本分字長葉山3645番3、登記・現況ともに田、面積は1,126㎡です。この1,126㎡のうち900㎡について行われます。この土地は周囲より一段低くなっており、機械が入らず不便なため現在耕作をされていませんが、盛り土をしてぶどうを作られる計画です。隣接する農地については〇〇氏の世帯のものだけです。他への影響はありません。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま</p>

事務局	<p>すので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市役所星野支所の北西に位置します椋谷集落から、市道椋谷～合瀬耳納線を北へ2kmほど進んだ農地です。</p> <p>地番は八女市星野村字上川原山7045番3、登記現況ともに田、面積は2,122㎡です。</p> <p>茶を抜根後、客土し花木の作付けをされる予定で、計画面積は、520㎡です。隣接農地の同意報告もごさいます。以上でございませう。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>報告第21号、農地法施行規則第53条の規定による報告について、番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご報告いたします。</p> <p>認定電気通信事業者が、有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用する場合は、農地法施行規則第53条第14号により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。</p> <p>これにより、農業委員会は事業者からの届を受理することとなっております。</p> <p>申請地は、県道田主丸黒木線を久留米方面へ向かい、女坂古賀線へ入り、集落方面へ500m程進んだ先の場所に位置する農地であり、〇〇株式会社が八女市上陽町の〇〇氏の土地の一部を取得貸借されるものです。</p> <p>地番は八女市上陽町上横山字古賀4223番1、登記・現況ともに畑、面積は366㎡のうち4㎡です。以上でございませう。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p>

事務局	<p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p> <p>2番についてご報告いたします。</p> <p>内容は1番と同じく、認定電気通信事業者が、有線電気通信のための線路、もしくは中継施設等を設置する際に転用するための届出になります。</p> <p>申請地は、立花町白木の桐葉公民館から南へ約100mの場所に位置する農地で、〇〇株式会社 基地局設置統括部部長 〇〇氏が八女市立花町白木の〇〇氏の土地の一部を貸借されるものです。</p> <p>地番は八女市立花町白木字尾岩口4587番2、登記・現況ともに田、面積は140㎡のうち2.25㎡です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3番についてご報告いたします。</p> <p>内容は1番と同じく、認定電気通信事業者が、有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用するための届出になります。</p> <p>申請地は、矢部支所から北へ約1.5kmの場所に位置する農地で、〇〇株式会社 基地局設置統括部部長〇〇氏が八女郡広川町の〇〇氏の土地の一部を貸借されるものです。</p> <p>地番は八女市矢部村北矢部字神窟前3951番1、登記・現況ともに田、面積は89㎡のうち4㎡です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>17ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>1 番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市吉田にあります福岡八女農業協同組合東支店より北へ50mほど進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況から市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市吉田字筒井712番1、登記は田、現況は畑、面積1,158㎡、全体計画面積1,758㎡です。この土地を八女市吉田の〇〇氏が、共同住宅用地（3棟18戸）として利用するための申請です。隣接する農地は申請者の農地であり必要ありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され北側水路に排水され、雨水は東側水路及び北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番について説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市国武にあります北国武集会所の東側から50mほど進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況から市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市国武字松本430番1、登記・現況ともに畑、面積267㎡です。この土地を八女市国武の〇〇氏が農業用倉庫及び駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は南側側溝へ排水され、し尿は汲み取り式で</p>

事務局	<p>す。雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>申請者より転用許可申請書に始末書が添付されております。現地確認の際、申請時は砂利敷きでした。それでは始末書の方を読み上げます。</p> <p>「私は、申請の土地に農振法農地法に対しての認識が薄く、令和4年1月頃より既に農地以外の用途に使用しておりました。つきましては、この行為が農地法における事前着工にあたるということで、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしましたことを深く反省し、顛末書を添えて深くお詫び申し上げますので、よろしく取り計らいいただきますようお願いいたします。」</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市緒玉にありますJ Aふくおか八女共同乾燥調整施設より西へ300mほど進んだ農地です。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えております。</p> <p>申請地は、八女市国武字松本343番3、登記・現況ともに畑、面積は94㎡です。この土地を八女市国武の〇〇氏が進入路用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾も</p>

議 長	<p>とれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は集水桝を通して東側水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>18ページをお願いします。</p> <p>議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市立野にありますJAふくおか八女八女西支店より東南へ400mほど進んだ農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市稲富字田中402番1、登記は畑、現況は田、面積は52㎡外1筆、合計面積549㎡です。この土地を八女市稲富の〇〇氏が、大阪府茨木市平田の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で排水され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、国道3号線納楚交差点より立花町方面へ50mほど進んだ農地です。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市馬場字熊野63番3、登記・現況ともに田、面積は384㎡です。この土地を八女市馬場の〇〇氏が、八女市馬場の〇〇氏から無償で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道に排水され、雨水は西側にあります浸透柵に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>3番についてご説明いたします。</p> <p>八女市緒玉にありますJAふくおか八女共同乾燥調整施設より西へ300mほど進んだ農地です。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は、八女市国武字松本343番1、登記・現況ともに畑、面積526㎡です。この土地を筑後市大字和泉の〇〇氏が、八女市国武の〇〇氏から使用貸借で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請者の農地であり不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽により南側水路に排水され、雨水は北側枡を通じて東側水路に排水される計画です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市山内にあります川崎保育園より北東へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況から市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市山内字祇園町563番1、登記・現況ともに畑、面積は194㎡です。この土地を八女市本村の〇〇氏が八女市山内の〇〇氏から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための</p>

<p>議 長</p>	<p>申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>5番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市龍ヶ原にあります主要道佐賀八女線の龍ヶ原交差点より村中線を北へ300mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市龍ヶ原字三本松10番1、登記・現況ともに畑、面積は727㎡です。この土地を八女市大島の〇〇氏が八女市蒲原の〇〇氏から譲り受けられまして、共同住宅用地（1棟12戸）として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします</p> <p>6番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市蒲原にあります八女市立岡山球場より西へ200mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市龍ヶ原字緑野237番2、登記・現況ともに畑、面積は163㎡外1筆、合計面積648㎡です。この土地を八女市立花町の〇〇氏が八女市蒲原の〇〇氏、埼玉県桶川市大字坂田の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅及び倉庫用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします</p> <p>7番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市室岡にあります岡山保育園より南へ300mほど進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市室岡字坂ノ下1008番、登記・現況ともに畑、</p>

	<p>面積は207㎡外6筆、合計面積2,883㎡です。この土地を八女市室岡の株式会社お茶村 代表取締役 ○○氏が八女市亀甲の○○氏、○○氏から譲り受けられまして、店舗及び駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。また申請地は、令和2年3月30日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番の説明と現地調査の報告をお願いします</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市鵜池にあります八女市立岡山小学校より北へ400mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は7番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市室岡字護摩田673番、登記・現況ともに畑、面積は1,007㎡外1筆、合計面積2,032㎡です。この土地を八女市新庄の株式会社○○代表取締役○○氏が八女市室岡の○○氏から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地（7戸）として利用するための申請です。隣接する農地の同意はとれていますが、一部相続人所在不明でとれていません。水利の承諾はとれていません。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審</p>

議 長	<p>議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。</p> <p>続いて番号9番の説明と現地調査の報告をお願いします</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。</p> <p>場所については、上陽町北川内地区の県道八女香春線から市道大門口柴尾線に入って900mほど進んだ北側の農地です。農地の区分は、八女市役所上陽支所から300m以内にある農地であり第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市上陽町北川内字前田350番7、登記・現況ともに畑、面積は138㎡、全体計画は552.76㎡です。この土地を上陽町北川内の有限会社〇〇代表取締役 〇〇氏が、久留米市の〇〇氏から購入され、駐車場の用地として利用するための申請となっております。水利の承諾及び隣接する農地の承諾もとれています。</p> <p>9月30日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は北側水路へ排水することとなっております、特段問題はないと確認しております。以上よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。</p>

以上で議案の審議は全部終了いたしました。
これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

(閉会宣言 午後 2 時 4 7 分)